学校感染症による出席停止について

学校感染症にかかった、あるいはその疑いがあると医療機関で診断された場合、学校保健 安全法に基づき出席停止となります。これは、お子様の十分な療養と、学校という集団生活 の場において周囲への感染拡大防止を目的として行うものです。療養期間中の「出席停止」 は欠席扱いにはなりません。

学校感染症の種類や出席停止期間は以下のように定められておりますが、症状・体質など個人差に応じて医師が判断します。学校感染症に罹患した可能性がある場合は、必ず医療機関を受診し診断を受け、登校再開の時期について指示を受けてください。また、診断結果や医師からの指示などについては、学校へ連絡をお願いいたします。

症状が軽快・回復後、登校を再開する際には、**別紙「学校感染症 連絡票」を保護者の方**が記入し、担任へご提出ください。

≪学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準≫ (学校保健安全法 施行規則 第19条より抜粋)

疾患名	出席停止期間	疾患名	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、	結核	病状により学校医その他
	かつ、解熱した後2日	髄膜炎菌性髄膜炎	の医師において感染のお
	(幼児にあっては3日)を		それがないと認めるまで
	経過するまで		
百日咳	特有の咳が消失するまで	コレラ、細菌性赤痢、	病状により学校医その他
	又は5日間の適正な抗菌性	腸管出血性大腸菌感	の医師において感染のお
	物質製剤による治療が終了	染症、腸チフス、パ	それがないと認めるまで
	するまで	ラチフス	
		流行性角結膜炎、急	
		性出血性結膜炎	
麻しん	解熱した後3日を経過する	溶連菌感染症、A型	学校で通常見られないよ
(はしか)	まで	肝炎、B型肝炎、	うな重大な流行が起こっ
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺	手足口病、伝染性紅	た場合に、その感染拡大を
(おたふくか	の腫脹が発現した後5日を	斑(りんご病)、ヘル	防ぐために、必要があると
ぜ)	経過し、かつ、全身状態が	パンギーナ、マイコ	きに限り学校医の判断を
	良好になるまで	プラズマ感染症、感	聞き、校長が第三種の感染
風しん	発しんが消失するまで	染性胃腸炎など	症として緊急的に措置を
(三日はしか)			取ることができる。
水痘	すべての発しんが痂皮化す	新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、
(水ぼうそう)	るまで	感染症	かつ、症状が軽快した後
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日		1日を経過するまで
(プール熱)	を経過するまで		

※出席停止の期間は目安になります。体調等とあわせて医師が判断します。 ※なお、出席停止の期間は、最新の学校保健安全法 施行規則に準ずることとします。

学校感染症 連絡票

幼稚部・ 小学部・ 中学部・ 高等部

東京学芸大学附属特別支援学校長 殿

	年	組:氏名		
病名 (「疑い」含む)				
発症日	年 ※インフルエンザ!	月 C罹患した場) さい。_
	解熱日:	年	月	日 ()
受診した医療機関名 および連絡先		TEL	:	
受診日	年	月	日()
休養・加療した期間	年	月	日()から
(学校を休んだ期間)	年	月	日()まで
記入日	年	月	日()
		·	·	

(保護者 → 担任 → 保健室)

印

保護者氏名_____